



篠栗町国民保護計画

【資料編】

令和 8 年 3 月

篠 栗 町

資料編目次

別 紙		本文	
第1編	別紙1 「用語の意義」	2	
	別紙2 「国民保護措置のイメージ及び国民の保護に関する国、県、町の役割」	5	
	別紙3 「関係機関等連絡先」	6・18	
第2編	別紙4 「篠栗町国民保護対応組織」	14・40	
	別紙5 「国民保護措置の体制に係る各課の平素の業務」	14	
	別紙6 「国民保護措置等に係る態勢確立の基準及び行動の概要」	14	
	別紙7 「要配慮者利用施設等一覧」	18	
	別紙8 「通信の確保に関する体制整備における留意事項」	21	
	別紙9 「安否情報のために収集・報告すべき情報」	24・66	
	別紙10 「篠栗町避難実施要領」 及び同付紙	31・51	
別紙11 「生活関連等施設の種類及び所管省庁、県関係部局」	35		
第3編	別紙12 「国民保護対応組織及び武力攻撃事態等における各部署の業務」	41	
	別紙13 「県の指示等(例)」	49・71	
	別紙14 「活動時安全確保チェックリスト」	60	
	別紙15 「救援における県と町の役割分担確認チェックリスト(調整項目)」	63	
第4・5編	別紙16 「武力攻撃災害等の被害情報の収集項目及び収集先」	78	
別 添 集		頁	本文
第1編	別添1 「武力攻撃事態等の意義及び事態生起時予想される治安状況の蓋然性評価」	1	12
第2編	別添2 「安否情報省令（令和6年12月2日改定）」	6	24・66
	別添3 「火災・災害等即報要領」	46	24
	別添4 「救援の実施に関する概要」 「救援の程度および方法の基準」	69	34
	別添5 「生活関連施設の安全確保の留意点(平成27年4月)」	75	35
第3編	別添6 「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定(17.4.26)・同実施要領」	118	44
	別添7 「全国瞬時警報システム(Jアラート)及び緊急情報ネットワークシステム(エムネット)による情報伝達の流れ」	126	48
	別添8 「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(令和2年環境省告示第53号)	128	54
	別添9 「篠栗町の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」(案)	141	83

篠栗町国民保護計画 別紙

用語の意義

【武力攻撃関連】

用語	意義
武力攻撃	我が国に対する部外からの攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
NBC攻撃	武力攻撃のうち、核兵器(Nuclear weapons)、生物兵器(Biological weapons)又は化学兵器(chemical weapons)による攻撃をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外(事業所外運搬の場合にあつては、運搬に使用する容器外)へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいう。

【避難、救援関連】

用語	意義
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。)をいう。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
要配慮者	高齢者、障がいがある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

【関係機関、施設関連】

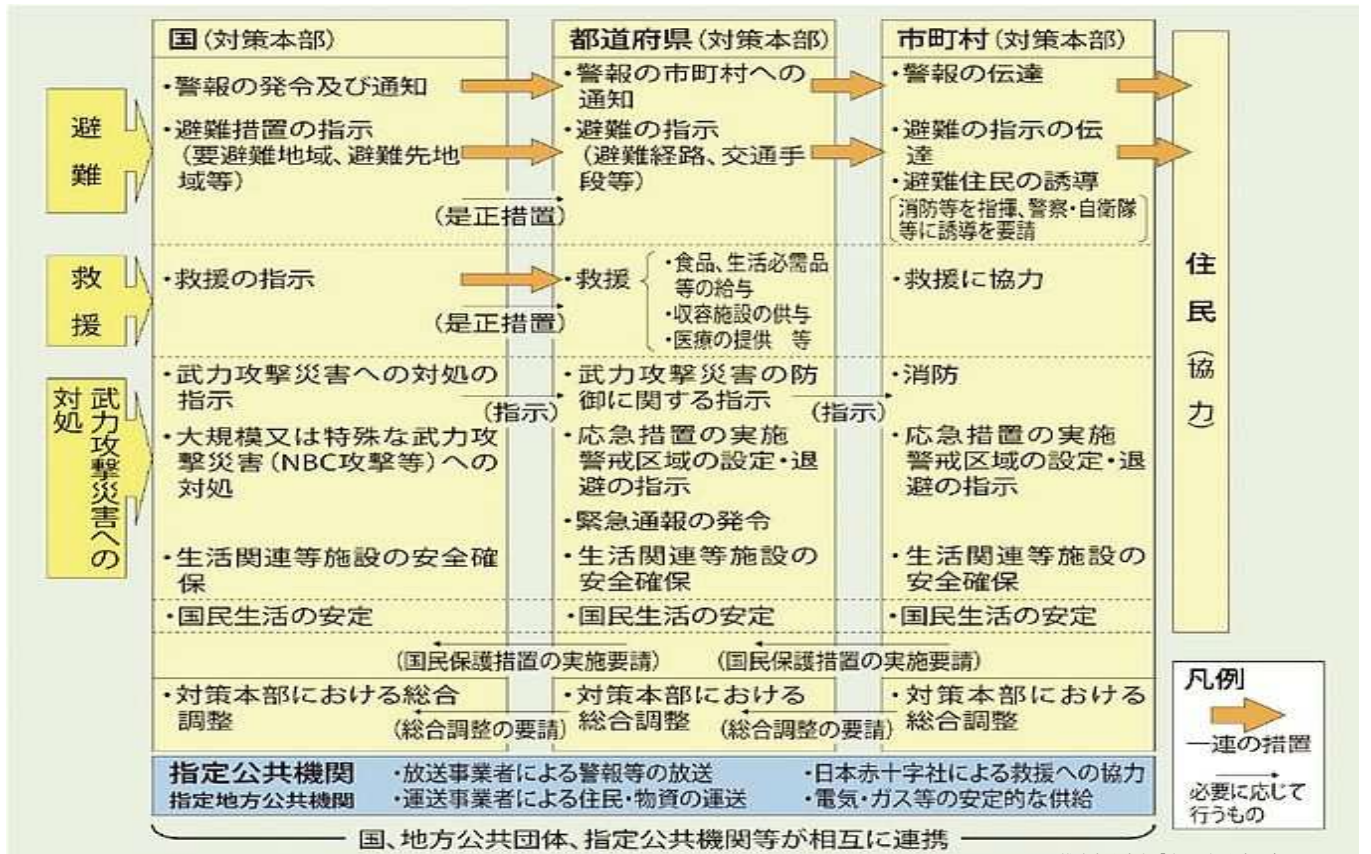
用語	意義
指定行政機関	<p>次に掲げる機関で、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。で定めるものをいう。</p> <p>1 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関</p> <p>2 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法(昭和23年法律第70号)第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関</p> <p>3 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関</p> <p>4 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関</p>
指定地方行政機関	<p>指定行政機関の地方支分部局(内閣府設置法第43条及び第57条(宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。)並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。</p>
指定公共機関	<p>独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。</p>
指定地方公共機関	<p>県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社(地方道路公社法(昭和45年法律第82号)第1条の地方道路公社をいう。)その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項の地方独立行政法人をいう。)で、あらかじめ当該法人の意見を聞いて知事が指定するものをいう。</p>
緊急消防援助隊	<p>消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第1項に規定する緊急消防援助隊をいう。</p>
生活関連等施設	<p>国民保護法第102条第1項に規定する生活関連当施設(発電所、ガスホルダー等)をいう。</p>

出典：県国民保護計画

1 国民保護に係る状況・業務の推移のイメージ

区分	平常時～情勢の変化	情勢の悪化	情勢の切迫	戦闘状態突入
全般情勢	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 経済成長鈍化・少数民族領土拡大行為・領海領空侵犯 ◆ 軍事演習 ◇ 外交関係継続・文化交流 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 外交悪化・敵対行為自粛強要・輸出入規制・文化交流制限 ◆ 軍事演習・示威行動/関係国同調・妨害/軍緊急動員・部隊集結 ◇ 関係国支援表明・基地警備強化・共同演習 ✓ 関係機関連絡調整会議 ✓ 国・県の避難の指示案 対象自治体避難実施要領案 ✓ 事態認定閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 犯行主体露見・表明 ◆ 輸出入禁止・文化交流停止 ◆ 軍事演習・示威行動増加・戦争突入示唆 ◆ 同盟関係国同調・吻合妨害増加・軍事支援 ◆ 着上陸部隊集結 ◆ 侵攻を正当化する声明「当該地域は古より自国領・国内問題」 <p>極めて短期間で侵攻開始の可能性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 弾道ミサイル攻撃・航空攻撃 ▼ 政経中枢都市へのゲリラ攻撃・テロ ▼ サイバー攻撃 ▼ 局地的な着上陸侵攻
町の状況	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 外国人の流入 ア 不法残留 (技能実習・留学) イ 密入国 ウ 在日外国人の徴募 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 当該対象国国籍保持者 > 住民・政府等に対する抗議集会・デモ・暴力行為 ゲリラ等による住民等への被害・部隊・装備等移動妨害・テロ・拠点潜伏 (当該対象国国籍保持者による妨害行為を含む) ◆ 住民 > 当該対象国国籍保持者に対する排斥運動・暴力行為 ◆ 不特定多数のSNS(デマ・扇動)・広域サイバー攻撃 <p>武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測</p> <p>攻撃の発生又は明白な危険が切迫</p>		
事態認定			<p>緊急対処事態</p> <p>武力攻撃予測事態</p> <p>武力攻撃事態</p>	
事態対処	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練・演習 ・ 情報収集 	<p>武力攻撃事態等対処法</p> <p>自衛隊等</p> <p>警護出動</p> <p>治安出動</p> <p>国民保護法</p> <p>国民保護等派遣</p> <p>緊急対処事態対処方針</p> <p>住民の避難に関する措置</p> <p>避難住民等の救援に関する措置</p> <p>災害への対処に関する措置 等</p> <p>緊急対処事態対策本部の設置</p> <p>武力攻撃事態等対処基本方針</p> <p>武力攻撃(予測)事態の認定</p> <p>対処に関する全般的な方針</p> <p>対処措置に関する重要事項 等</p> <p>武力攻撃事態等対策本部の設置</p> <p>公共の秩序維持</p>		
国民保護措置	<p>対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 状況把握 ☆ 関係機関との情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 町国民保護対策本部(独自)開設 ☆ 国民保護計画修正・措置開始 ☆ 県からの広域避難受入調整・要請 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 町民等への情報の提供 (2) 警報発令の計画・実施 (3) 避難指示の発令・伝達 (4) 住民等の避難誘導及び避難支援(外国人の保護を含む) (5) 要請により広域避難者の受入 <p>「札幌市資料「事態対処法との関係」から引用」</p> <p>★地域防災計画災害対応組織を準用</p> <p>事態対処への協力</p>	
町民	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 自主避難? 	<p>避難開始</p>	<p>ゲリラ/特殊部隊攻撃(無差別テロ)・弾道ミサイル攻撃・NBC等に対する緊急退避</p>	

2 国民の保護に関する国、県、町の役割

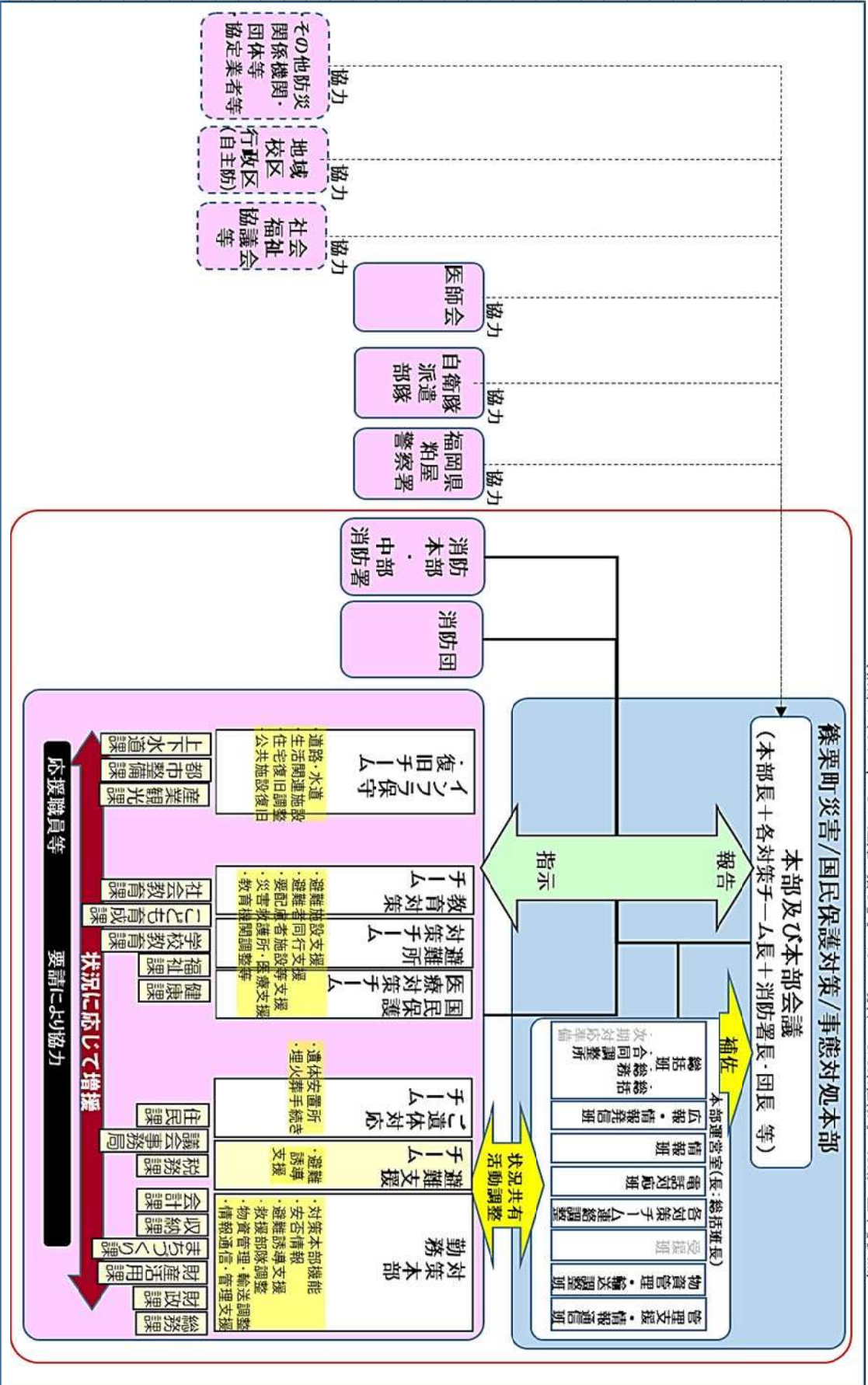


出典：総務省消防庁「令和2年消防白書」を引用

篠栗町国民保護対応組織

*町全域または町役場が要避難地域(町外避難)に指定されない限り、閉庁せずに対応することを基本とする
(細部は本文29p「町」に「避難の指示」等があった場合の町対策組織等の行動の基本「参照」)

7.3.7



国民保護措置等に係る態勢確立の基準及び行動の概要

* 参集基準： 職員の参集は、本基準のほか、当時の状況を判断して呼集する。

態勢	目的	意義	予想状況	発令判断の要件等	参集基準*	行動の概要
態勢Ⅰ 状況把握の強化	緊急事態連絡室の設置 ② 武力攻撃事態等に係る情報収集及び状況の把握の強化	情勢の変化 原因不明の事故発生	① 情勢が変化(悪化)し、さらに緊迫する可能性がある ア 周辺情勢等がさらに悪化し、武力攻撃事態等へ発展する恐れがある イ 住民等の抗議行動、集会等が激化 ② 事態予想地域におけるテロ事件等が発生 ③ 国が他自治体に対策本部設置指定等 ④ 事態対の市町村が発令・検討した場合 ⑤ 県内の市町村が対策本部設置の指定を受けた場合 ⑥ 国内でテロを疑われる重大事故災害等の発生、又は町域で不審者等の情報	① 長：総務課長 ② 消防防災係 ③ 関係課職員 (各課1名)	① 以下の情報収集・処理・共有 ア 関連周辺情勢 イ 国・県等の状況 ウ 町域の治安・在留外国人の状況 エ 自衛隊・警察の状況 ② 住民に対する必要な情報の伝達 ・ 広報及び住民電話対応 ③ 態勢Ⅱ上上申・状況判断資料作成 ④ その他命に及らぬ事項 ⑤ 担当課による24時間態勢 ⑥ 要請により広域避難受入検討	
態勢Ⅱ ① 限定的 ② 対心 ③ 保護 ④ 準備	① 事態警戒本部の設置 ② 状況の把握強化 ③ 関係機関との連携 ④ 体制構築 ⑤ 態勢Ⅲ準備 ⑥ 計画修正具体化 ⑦ 所要の調整等 ⑧ 国民保護措置準備 ⑨ 住民への広報	情勢の悪化～不安 国内情勢不安定化	① 情勢がさらに緊迫 (外交悪化、対象国／部隊集中・動員、示威行動) ② 県内でテロを疑われる重大事故災害等発生 ③ 判断した状況等から、武力攻撃事態等や緊急対処事態に移行する可能性がある ④ 判断した場合 ⑤ 町域で対象国外国人が集合・集会・暴徒化、又は住民等の行動が暴力化する恐れ等 ⑥ 町として必要	① 長：町長／副町長 ② 災害警戒本部に準じた参集 (災対本部の50%基準) ◆ 本部： ・ 総括班 (総務課) ・ 合同調整所 ・ 情報班 ・ 情報発信・広報班 ・ 電話対応班 ・ 管理支援班 ◆ 対策チーム： ・ 避難所 ・ 災害医療・福祉 ・ 教育対策 ③ 状況に応じ、必要なチーム等を参集	① 関連情勢、町内治安情報を収集 ② 関係機関の状況把握 ③ 住民への情報伝達・広報 ④ 必要に応じ 自主避難所開設 ⑤ 国民保護措置の必要事項の具体化、準備等 ⑥ 関係機関に連絡要員派遣要請 ⑦ 態勢Ⅲの上申 ⑧ 担当職員の当直態勢から参集職員による24時間態勢に移行 ⑨ 以降本部会議実施	
態勢Ⅲ 国民保護に 対して 措置を 講ずる	① 災害対策本部の設置 ② 本部設置指定により、町国民保護 (事態) 対策本部設置 ③ 国民保護措置等実施態勢	事態認定・広域避難開始～武力攻撃事態	① 国が、緊急対処事態、武力攻撃予別 ② 事態を認定 ③ 情勢不安定の下、長距離ミサイルの着弾、大規模事案が発生し、多数の人的被害が発生 ④ 国より、国民保護対策本部設置等の指定を受けた場合 ⑤ (③以外は全て独自の開設)	① 参集可能な全関係職員 上記に加え ◆ 本部： ・ 物流管理・輸送調整班 ・ 十次期対応準備班 ◆ 対策チーム ・ 十のワラ復旧 (道路・農林・上下水) ・ 状況により、災害時住宅相談窓口、遺体対応班 等 ◆ 消防団 ◆ 協定締結業者 ◆ 情報連絡員 (リエゾン) ◆ ボランティアセンター	① 情報伝達・警報の徹底 ② 事案発生時、緊急退避 (避難) 指示 ③ 「避難行動要支援者支援班」設置・避難誘導/支援・安否確認 ④ 避難所、救護所等開設 ⑤ 必要に応じ、暫定的な閉庁措置を上申 ⑥ 当初の本部態勢で人員が不十分な場合、閉庁等による全庁態勢をもって対応 ⑦ 事案発生時 現地本部班派遣・状況把握・規制線設置 ⑧ 必要に応じ、遺体安置所開設 ⑨ 24時間対応のための勤務態勢	

篠栗町避難実施要領

2026/3/00

目 次

- 1 趣 旨
 - 2 避難の指示発令の際に実施すべき事項
 - 3 避難実施要領に定める事項（法定事項）
 - 4 町内又は町外への避難実施要領に含ませる項目の基準
 - 5 避難実施要領の住民等への伝達
 - 6 避難誘導時の留意事項
 - 7 パターン別避難（類型に応ずる緊急退避）実施要領
 - (1) 弾道ミサイル発射予測事案
 - (2) 急襲的な航空攻撃事案
 - (3) ゲリラ・特殊部隊による攻撃
 - ① 鳴淵ダム爆破事案
 - ② 篠栗町における爆破テロ攻撃事案
 - ③ 篠栗町における化学剤による攻撃事案
- 付紙 町外への避難実施要領具体化のため検討すべき事項

1 趣 旨

篠栗町避難実施要領及びパターン別避難実施要領は、武力攻撃事態等に際し、国・県の避難の指示・通知を受けた場合、直ちに避難の伝達・指示を発令し、町民等及び各関係機関が、共通の認識のもと避難等を円滑に行うために作成するものである。

現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により変化するため、予め作成した避難実施要領を状況に合わせて修正更新する必要がある。

平素からかかる作業を行っておくことにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成できるようになることが作成の主眼である。

2 避難の指示発令の際に実施すべき事項

町は、県の避難の伝達・指示に従い、速やかに所要の修正を加えて避難実施要領を完成し、県に報告した後速やかに発令する。

修正に当たっては、消防、警察等関係機関と避難経路、誘導支援の可否等を調整する。

3 避難実施要領に定める事項（法定事項）

- | |
|---|
| (1) 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
(2) 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
(3) その他避難の実施に関し必要な事項 |
|---|

4 町内又は町外への避難実施要領に含ませる項目の基準

- (1) 要避難地域及び住民避難の実施単位
- (2) 避難先
- (3) 一時集合場所及び集合方法
- (4) 集合時間
- (5) 集合に当たっての留意事項
- (6) 避難の手段及び避難の経路
- (7) 町職員、消防職団員の配置等
- (8) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- (9) 要避難地域における残留者の確認及び避難後の地域の警戒
- (10) 避難誘導中の食料等の支援
- (11) 避難住民の携行品、服装等
- (12) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

5 避難実施要領の住民等への伝達

- (1) 担当職員等は、防災行政無線等を用いて、住民等に避難実施要領の内容を伝達する。
その際、屋外に出ない等、職員の安全に配慮して行う。
- (2) 上記と並行し、担当職員等は、自治会長、消防団分団長、自主防災組織の長等に避難実施要領を、FAX等により、住民等への電話による伝達を依頼する。
- (3) 担当職員等は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- (4) 要支援者等については、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。
- (5) 店舗等の事業者に対して、来客等の一時滞在者が避難できるよう伝達を行う。
- (6) 外国人に対しては、国際交流協会等関係機関に協力を要請し、迅速な伝達に心がける。

6 避難誘導時の留意事項

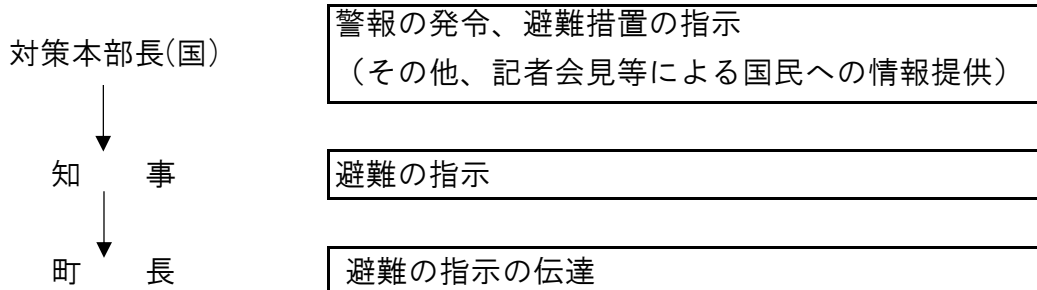
- (1) 職員等は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
 - ② 防災活動服や腕章等の着用及び特殊標章等の提示により、避難誘導する者の役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
 - ③ 混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
 - ④ 学校や事業所においては、原則として、教室内や堅ろうな事務所内に避難し、集団でまとまって行動するように呼びかける。

7 パターン別避難(類型に応ずる緊急退避)実施要領の類型

(1) 弾道ミサイル発射予測事案

- ① 弾道ミサイル発射の警報が発令されたときは、住民は、努めて近傍のコンクリート造りの建築物の地階、地下街等の地下施設等屋内に避難することが基本である。
- ② あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、取るべき行動を周知する。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)



- ③ 弾道ミサイル攻撃は、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。攻撃の主体（国又は国に準ずる者）の意図や弾道ミサイルの精度等により攻撃目標、着弾予想地点も変化する。
このため、飛翔経路上の町には着弾の可能性があり得るものとして対応する必要がある。
- ④ 避難の指示に当たっては、要配慮者及び要配慮者利用施設への伝達に留意する。

篠栗町長第

号
在

令和 年 月 日 時 分現

篠栗町におられる方は、この「避難実施要領」に基づいてとるべき行動を把握し、落ち着いて直ちに避難してください。なお、今後の状況によっては新たに「避難実施要領」を示すことがあります。

記

1 避難の方法

- ・ 弾道ミサイルが発射される恐れがあります。
住民等は直ちに外出を控え、次の避難の指示が出されるまで、自宅もしくはお近くの鉄筋コンクリート造りなどの堅ろうな施設に避難してください。

- (1) 室内では、扉、壁、窓ガラスから離れて座ってください。
- (2) 扉、窓を閉め、エアコン、換気扇を停止してください。酸素欠乏に注意してください。
(弾道ミサイルの弾頭に化学剤、生物剤などが含まれる恐れがあるため)
- (3) 窓をテープで目張りするなど、できるだけ外気を遮断し、室内を密閉してください。
(弾道ミサイルの弾頭に化学剤、生物剤などが含まれる恐れがあるため)
- (4) 屋内でテレビ・ラジオなどを通じて、行政機関からの情報収集に努めてください。
- (5) 自家用車等を運転している場合は、できる限り道路以外に停車させて避難してください。
- (6) 小さなお子様のいるご家庭は、玩具を携行するなどお子様の不安解消に努めてください。
- (7) 町の職員、消防職員、消防団員、警察官の指示に従って避難してください。
- (8) 異変の起こった地域には、むやみに近寄らないでください。
- (9) 緊急時の連絡先は次のとおりです。 篠栗町対策本部 電話 092-947-1111

(2) 急襲的な航空攻撃事案

篠栗町長第 号

令和 年 月 日 時 分現在

篠栗町におられる方は、この「避難実施要領」に基づいてとるべき行動を把握し、落ち着いて直ちに避難してください。なお、今後の状況によっては新たに「避難実施要領」を示すことがあります。

記

1 避難の方法

- ・ 航空攻撃の恐れがあります。

住民等は直ちに外出を控え、次の避難の指示が出されるまで、自宅もしくはお近くの鉄筋コンクリート造りなどの堅ろうな施設に避難してください。

2 避難を行う住民等に関する伝達事項

- (1) 室内では、扉、壁、窓ガラスから離れて座ってください。
- (2) 扉、窓を閉め、エアコン、換気扇を停止してください。酸素欠乏に注意してください。(弾道ミサイルの弾頭に化学剤、生物剤などが含まれる恐れがあるため)
- (3) 窓をテープで目張りするなど、できるだけ外気を遮断し、室内を密閉してください。(弾道ミサイルの弾頭に化学剤、生物剤などが含まれる恐れがあるため)
- (4) 屋内でテレビ・ラジオなどを通じて、行政機関からの情報収集に努めてください。
- (5) 自家用車等を運転している場合は、できる限り道路以外に停車させて避難してください。
- (6) 小さなお子様のいるご家庭は、玩具を携行するなどお子様の不安解消に努めてください。
- (7) 町の職員、消防職員、消防団員、警察官の指示に従って避難してください。
- (8) 異変の起こった地域には、むやみに近寄らないでください。
- (9) 緊急時の連絡先は次のとおりです。 篠栗町対策本部 電話 092-947-1111

(3) ゲリラ・特殊部隊による攻撃

ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施する。

このため、特殊部隊等の兆候に着意するとともに、早期から避難要領等について県と調整を行う。

通常、ゲリラ・特殊部隊による攻撃(以下「特殊部隊等による攻撃」という。)は不意急襲的に行われ、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、のちに避難措置の指示が出されることがある。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、攻撃への事態対処と同時期に行われることが多いことから、警報の内容等とともに、自衛隊等及び県警察からの情報や助言等を踏まえ、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させる。

その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後避難させる。

避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防、県、警察、自衛隊等関係機関の情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定する。

事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を入手し、認識の共有を図る。

①鳴淵ダム爆破事案

篠栗町長第 号

令和 年 月 日 時 分現在

篠栗町におられる方は、この「避難実施要領」に基づいて、町職員、消防団等の避難誘導に従って、落ち着いて避難してください。

記

1 避難の経路、避難の手段その他の避難の方法
多々良川周辺にお住まいの方等は、町立篠栗小学校体育館・クリエイト篠栗・北勢門小学校

体育館を指定緊急避難施設として、自治会、町内会、事務所等の単位で、 月 日 時 分
から 時 分を目途に避難を行います。

2 避難を行う住民等に関する伝達事項

- (1) 近隣の住民等に声をかけあうなど、相互に助け合って避難してください。
- (2) 水道の水は、飲料のみならず、風呂、シャワー、植物への散水など、すべての使用を禁止します。水は密封されたミネラルウォーター等を使ってください。避難施設、集合場所には、安全な水を用意します。
- (3) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子やヘルメット（頭巾）で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履いてください。
- (4) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯、貴重品等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにしてください。
また、パスポートや運転免許証等の身分証明書を身につけて避難してください。
- (5) 町の職員、消防職員、消防団員、警察官、自衛官の指示に従って避難してください。
- (6) 留守宅は戸締まりしてください。
- (7) 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、町の職員、消防職員、消防団員、警察官、自衛官に通報してください。
- (8) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は次のとおりです。
篠栗町災害対策本部 電話 092-947-1111

3 避難誘導の実施

- (1) 職員の役割分担
避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、町職員等を配置する。
 - ① 住民等へ避難実施要領を周知する要員
 時 分 町職員4名を広報車2台に配置し、住民等に周知を開始
 時 分 消防団は、消防車両等により、管轄地域における住民等に周知を開始
 - ② 避難誘導を行う要員
 時 分 集合場所及び定められた公民館等に、町職員及び消防団員を配置完了
 - ③ 避難経路に配置する要員
 時 分 避難経路の要所に、町職員及び消防団員を配置完了
 - ④ 残留者を確認する要員
 時 分 町職員及び消防団員を派遣し、残留者を確認
 - ⑤ 避難先地域への先行要員：町から、町職員を2名、13時00分までに町の公用車1台を派遣
 - ⑥ 避難誘導の際の水、食料等支援要員
 時 分 集合場所にそれぞれ町職員2名をまでに配置し水等を支給
- (2) 高齢者、障害者その他避難支援が必要な災害時要援護者に対する避難誘導
誘導に当たっては、災害時要援護者の「避難支援プラン」を活用して優先的に避難誘導を実施
自主防災組織や自治会等に、福祉関係者との連携の下、町等が行う避難誘導への協力を要請

4 残留者の確認

- (1) 13時00分から15時00分までの間、すみやかに戸別訪問を行い、残留者がいないか確認する。
- (2) 避難しない残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。

5 町担当部署 篠栗町災害対策本部 電話 092-947-1111 F A X 092-947-7977

② 篠栗町における爆破テロ攻撃事案

篠栗町長第 号
令和 年 月 日 時 分現在

本町における住民等は、この「避難実施要領」に基づいて、町職員、消防団等の避難誘導に従い、落ち着いて避難してください。

記

1 避難の経路、避難の手段その他の避難の方法

- (1) 篠栗駅周辺の住民等は、クリエイト篠栗を避難施設として、直ちに徒歩により避難を行います。自治会、町内会、事務所等の単位で、クリエイト篠栗に避難してください。篠栗駅周辺の道路は、避けて避難してください。

2 避難を行う住民等に関する伝達事項

- (1) 近隣の住民等に声をかけあうなど、相互に助け合って避難してください。
(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子やヘルメット（頭巾）で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履いてください。
(3) 携行品は、飲料水や日用品、最小限の着替え、貴重品等必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにしてください。また、パスポートや運転免許証等の身分証明書を身につけて避難してください。
(4) 町の職員、消防職員、消防団員、警察官、自衛官の指示に従って避難してください。
(5) 留守宅は戸締まりしてください。
(6) 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、町の職員、消防職員、消防団員、警察官、自衛官に通報してください。
(7) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりです。
篠栗町災害対策本部 電話 092-947-1111

3 避難誘導の実施

(1) 職員の役割分担

避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、町職員等を配置する。

- ① 住民等へ避難実施要領を周知する要員
時 分 町職員 4 名を広報車 2 台に配置し、住民等に周知を開始
時 分 消防団は、消防車両等により、管轄地域における住民等に周知を開始
- ② 避難誘導を行う要員
時 分 集合場所及び定められた公民館等に、町職員及び消防団員を配置完了
- ③ 避難経路に配置する要員
時 分 避難経路の要所に、町職員及び消防団員を配置完了
- ④ 残留者を確認する要員
時 分 町職員及び消防団員を派遣し、残留者を確認
- ⑤ 避難先地域への先行要員：町から、町職員を 2 名、時 分までに町の公用車 1 台を派遣
- ⑥ 避難誘導の際の水、食料等支援要員
時 分 集合場所にそれぞれ町職員 2 名をまでに配置し水等を支給

(2) 高齢者、障害者その他避難支援が必要な災害時要援護者に対する避難誘導

誘導に当たっては、災害時要援護者の「避難支援プラン」を活用して優先的に避難誘導を実施
自主防災組織や自治会等に、福祉関係者との連携の下、町等が行う避難誘導への協力を要請

4 残留者の確認

- (1) 13時00分から15時00分までの間、すみやかに戸別訪問を行い、残留者がいないか確認する。
(2) 避難しない残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。
(3) 区域内の大規模集客施設等の利用者については、施設管理者と連携し、残留者がいないか確認する。

5 町担当部署 篠栗町災害対策本部 電話 092-947-1111 F A X 092-947-7977

③ 篠栗町における化学剤による攻撃事案

1 基本指針

- ・ 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

2 留意点

- ・ 化学剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、対策本部長は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難するよう指示するものとする。
- ・ 生物剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、対策本部長は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難するよう指示するものとする。

篠栗町長第

号

令和 年 月 日 時 分現在

本町におられる方々は、この「避難実施要領」に基づいて、とるべき行動を把握し、落ち着いて避難してください。なお、今後の状況によっては、新たに「避難実施要領」をお知らせすることがあります。

記

1 避難の方法

- ・ 化学剤が飛散しているおそれがあります。
直ちに、住民等は外出を控え、次の避難の指示が出されるまで、自宅もしくは近隣の施設内に避難してください。その際、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋や建物の上の階に避難してください。

2 避難を行う住民等に関する伝達事項

- (1) 室内では、扉、壁、窓ガラスから離れて座ってください。
- (2) 2階以上の建物の場合は、できるだけ上の階に避難してください。
- (3) 扉、窓を閉め、エアコン、換気扇を停止してください。ただし、室内が酸欠にならないよう注意してください。
- (4) 窓をテープで目張りするなど、できるだけ外気を遮断し、室内を密閉してください。
- (5) 化学剤の吸引を避けるため、マスクやタオル等で口を覆って避難してください。
- (6) 飲料水は密封されたミネラルウォーター等を使って下さい。
- (7) 屋内に入る時は、汚染物を身体から取り除くため、衣類を脱いでビニール袋や容器に入れ密閉し、その後、石けんで手及び顔、体をよく洗ってください。
- (8) 汚染された衣服をうかつに脱ぐと露出した皮膚に衣服の汚染された部分が触るおそれがありますので、はさみを使用するなど皮膚の汚染を防いでください。
- (9) 屋内でテレビ・ラジオなどを通じて、行政機関からの情報収集に努めてください。
- (10) 自家用車等を運転している場合は、できる限り道路以外に停車させて避難してください。
- (11) 町の職員、消防職員、消防団員、警察官が指示した場合、それに従って避難してください。
- (12) 異変の起こった地域には、むやみに近寄らないでください。
- (13) 緊急時の連絡先は以下のとおりです。 篠栗町災害対策本部 電話 092-947-1111

避難実施要領具体化のため検討すべき事項

避難実施要領に明示すべき事項(基準)	避難実施要領策定時実施すべき事項	避難実施要領作成の際の主な留意事項(県計画)
① 要避難地域の住所	① 避難の指示の内容の確認 (地域毎の避難の時期、優先度、避難要領の概要)	
② 避難先(避難経路となる地域を含む)の住所及び施設名	② 県に避難先の細部情報を確認	避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
③ 避難住民の誘導の実施要領、実施単位	③ 避難住民数の把握 (行政区自治会等に依頼するとともに、必要に応じ職員派遣)	避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
④ 避難住民の集合場所、集合場所への集合方法、交通手段等	④ 避難要領の決定 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難)	避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。
⑤ 避難誘導の際の集合時間、交通手段、出発時刻、避難の経路	④ 避難要領の決定 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難) ⑤ 輸送手段等の調整・関係機関との調整・乗車区分 (県との役割分担、集合場所等の選定)	避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。 集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。
⑥ 集合後の安否確認及び連絡	⑥ 避難経路や交通規制の調整 (避難経路・自家用車等の使用に係る調整)	集合後の町内会や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たつての避難住民の留意すべき事項を記載する。 避難住民の誘導を円滑に実施できるよう必要な最低限の医薬品等の携行品、身軽で動きやすい服装について記載する。
⑦ 集合に当たつての避難住民の留意すべき事項 (携行品、服装等)	⑦ 私有車の使用規制・家族等への連絡・避難先に応じた携行品等	
⑧ 高齢者、障がい者等要配慮者(要支援者)の避難誘導の方法・要配慮者利用施設の避難要領	⑧ 要配慮者(要支援者)の避難要領・要配慮者利用施設の避難要領 (要支援者名簿、避難行動要支援者等支援者の設置)	高齢者、障がいのある人、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。
⑨ 外国人の避難要領	⑨ 要配慮者(外国人)の避難要領	
⑩ 避難間のペットの取扱い	⑩ 避難間のペットの取扱要領・施設調整	
⑪ 要避難地域に残留者がいないよう周知徹底	⑪ 防災無線・巡回広報による、要避難地域内全員避難の徹底	要避難地域に残留者がいないよう、残留者の確認方法を記載する。
⑫ 残留者の確認方法及び避難後の要避難地域の防犯・警戒要領	⑫ 避難間の防犯・警戒要領の調整	
⑬ 避難誘導からの離脱等問題が発生した際の緊急連絡先等	⑬ 移動中の不測事態対処(迂回経路・代替手段・対処要員等) ⑭ 不測事態対処の担当部署(総括班)	問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。
⑭ 避難住民等への避難誘導中の食料・水・医療・情報等の支援内容・要領等	⑭ 配分する食糧・飲料水の確保、集合場所等への輸送	避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるように、それら支援内容を記載する。
⑮ 誘導担当職員、消防職団員等関係者の配置及び担当業務、連絡先等(集合時)	⑮ 職員の選定(配置割当)及び活動要領の指示 (集合場所受付等、連絡手段) xii 自衛隊等の行動と避難要領の調整**	避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

* 下線部は、国民保護法に規定された直ちに指示すべき内容

** 自衛隊等の行動と町の国民保護措置が競合する場合、県を通じて、国対策本部に現場の状況、調整の必要性等を報告する。

このため、現状避難上の必要性や緊急性を準備し、国対策本部長からの情報提供の求めに適切に対応する。

国民保護対応組織及び武力攻撃事態等における各部署の業務

グループ	部局名	担当課	平素の業務	
計画・統制 グループ	総括班	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃事態等、国民保護措置に係る情勢の把握に関すること ・国民保護に関する各部課室間の調整、企画立案等業務の総括に関すること ・町国民保護計画の修正・更新に関すること ・町国民保護対策本部における業務の総括、各部課室間の調整、町の企画立案等に関すること ・国・県の事態に関する情報、国民保護に関する情報の収集・整理に関すること ・活動状況・職員の状況の把握・共有に関すること（災対本部総括班として） ・救援部隊との調整・運用に関すること（災対本部合同調整所として） ・住民に対する警報の内容の伝達・周知徹底及び緊急通報の内容の伝達の統制 ・安否情報の収集・報告及び安否情報に関する質問及び回答に関すること ・住民の避難誘導について、避難実施要領等の具体化、伝達に関すること ・避難支援の構想等の具体化に関すること ・広域避難者の受入調整に関すること ・赤十字標章及び緊急車両標章の申請、特殊標章の交付・着用等に関すること ・その他本部長が命じた事項に関すること 	
		合同調整所	総務課	・関係機関（情報連絡員）との現地活動に関する総合調整に関すること
		現地本部班	総務課・(住民課)共同	・被災現場等における、関係機関の活動に関する現場調整・支援
		広報・情報発信班	まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置に係る町民等への広報に関すること ・国民保護措置対策本部が実施する、情報の伝達・警報の発令に関すること ・国民保護措置における町の記録に関すること
		情報班	財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・情報班の開設・運営に関すること ・武力攻撃災害の情報、被害情報等の収集・整理に関すること ・不審者等町等の治安状況の収集・整理に関すること
		電話対応班	収納課	・町対策本部の住民に対する電話対応に関すること
		物資管理・輸送調整班(町の避難時)	財産活用課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等に対する物資の管理及び輸送調整に関すること ・事態収束後等における避難住民の帰還のための輸送調整に関すること*
避難所・住民支援 グループ	避難支援チーム (避難誘導等実施時)	総括班等と共同	<ul style="list-style-type: none"> ・町内・町外避難における避難者の受付・記録・避難誘導要避難支援に関すること ・住民の避難誘導の業務に関すること 	
		税務課	・救援等に関する国民保護措置	
		住民課	・人的被害が発生した場合の埋火葬手続きに関すること	
	ご遺体対応チーム (町域で避難発生時)	議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置に関する議会对応に関すること ・避難支援チーム・ご遺体対応チームの支援 	
		健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置における粕屋医師会等との連携に関すること ・避難所等における健康管理支援に関すること ・医療救護所等の開設要請及び状況把握に関すること ・医療救護体制、医薬品等の供給体制の整備に関すること ・NBC攻撃による被害に対して町が実施すべき事項・対応要領の整理 ・粕屋医師会等との連携に関すること 	
		福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者、各要配慮者利用施設の国民保護措置に関すること ・高齢者、障がい者その他要配慮者の安全確保及び支援体制の整備に関すること 	
	避難所対策チーム	社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者集合点及び避難所に関すること ・避難施設の運営体制の整備に関すること 	
		学校教育課	・小・中学校の国民保護措置に関すること	
	教育対策支援チーム	子ども育成課	・児童館、児童福祉施設の国民保護措置に関すること	
		産業観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会及び町事業者に対する国民保護措置に関すること ・農林に対する国民保護措置に関すること 	
復帰・復旧 グループ	インフラ保守・復旧 チーム	都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の復旧に関すること ・復旧活動に関すること ・災害廃棄物に関すること 	
		上下水道課	・上下水道の復旧に関すること	
		税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・初動活動の後、関係課と連携して、救援の適用申請・業務 ・税等徴収の減免等の計画 	

* 復旧段階においては、本部の再編成等により、救援の適用申請、避難住民の帰還手続き等を行う